			（注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	1（注１）　2　3　4　5　6　7　12（注１）　13　14　15（注２）　24（注３）　26(注４)　28（注５）　30（注６）　当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄又は32の欄に変更がある場合に限る。	
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　10　11（注１）　12　13　14　15　16　18（注２）　19　20(注２)　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注３）　31（注３）　32（注３）　33　34　35（注４）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。	

			（注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	1（注１）　2　3　4　5　6　7　12（注１）　13　14　15（注２）　24（注３）　26(注４)　28（注５）　30（注６）　当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄又は32の欄に変更がある場合に限る。	
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　10　11（注１）　12　13　14　15　16　18（注２）　19　20(注２)　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注３）　31（注３）　32（注３）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。	